観光レンタサイクル利用約款　（第３版）

本約款は、特定非営利活動法人新潟県北サイクルツーリズム（以下、「当法人」といいます）が定める約款で、レンタサイクル事業（以下、本事業といいます）により、自転車を借り受ける方（以下、「利用者」といいます）がレンタサイクル事業を利用するにあたり、遵守していただく内容を定めたものとなります。

第１章　総則

第１条（約款の適用）

当法人は、本事業において、本約款に定めるところにより、利用者に対して、レンタル自転車を貸し渡すサービスを提供するものとします。なお、本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

２本約款は、個人及び法人利用者に適用されるものとします。なお、利用者のうち法人利用者は、本約款内容を、自己が指定した法人指定利用者に遵守させるものとし、法人指定利用者による本約款の違反等、レンタル自転車の利用にかかる全ての行為について連帯して責任を負うものとします。

第２章　予約・レンタル契約

第２条（予約）

利用者は、レンタル自転車を借りるに当たって、あらかじめ開始日時、返却予定時刻、自転車車種、ツアーコース、その他の借受条件及び借受期間を明示して予約することができるものとし、当法人は保有するレンタル自転車の範囲内で予約に応ずるものとします。

２前項により予約した時間を１時間以上経過しても借り受け手続きを行わなかったときは、予約は取り消されたものとみなします。

３利用者が予約取次会社を介して当法人のサービスを予約し、利用する場合は、当社と当該取次会社との間に締結される契約によります。

第３条（契約締結）

当法人は、レンタル自転車を希望する個人又は法人が当法人のＷＥＢサイトに必要事項を記入のうえ、申し込みによりレンタル契約（以下、「本契約」という）を締結します。ただし、次の各号の一つにでも該当する場合には、本契約の締結を拒絶することができるものとします。

(1) 利用者が 16 歳未満の方
(2) 利用者の身長その他身体特徴上の事由により、予約した自転車に安全に乗ることが困難であるとき。
(3) 利用者が自転車に乗ったことがない、または習熟度が著しく低いとき.。
(4) 利用者が本約款に同意しないとき。
(5) その他、当法人が適当でないと認めたとき。

第４条（契約の成立等）
本契約は、当法人から利用者に予約の承認を通知したときに成立するものとします。
２当法人は、事故、盗難その他当法人の責によらない事由により予約されたレンタル自転車を貸し渡すことができない場合には、予約と異なる代替レンタルを貸し渡すことができるものとします。その場合、利用者は、代替レンタルの貸し渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

第５条（契約の解除）
１当法人は、利用者が貸渡期間中に次の各号の１に該当したときは、何らの通知及び催告をすることなく本契約を解除し、直ちにレンタル自転車の返還を請求することができるものとします。
(1) この約款に違反したとき。
(2) 利用者都合により本契約のキャンセルを申し入れたとき
(3) 悪天候、道路工事、獣の出没等、自転車の走行に安全上の問題が生じたとき
(4) 利用者の服装が自転車の運転に著しく不適切であるとき
(5) 利用者の責に帰する事由により事故を起こしたとき。
(6) 利用者が貸渡手続き前までにレンタル料金の支払を完了していないとき。ただし、予約が予約取次会社を介して行われた場合は、当社と当該取次会社との間に締結される契約によります。
(7) 利用者が飲酒又は酒気帯びが認められる場合、その他レンタル自転車を安全に運転することが困難であると当法人が判断したとき。
(8) 利用者が麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
(9) 利用者が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属していると認められるとき。
(10)　第６条に該当することとなったとき。

第６条（不可抗力事由による貸渡契約の中途終了）
１レンタル自転車の貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタル自転車が使用不能となった場合には、レンタル契約は終了するものとします。また、利用者はその旨を当法人に連絡するものとします。

第７条（本事業の実施期間）
当法人は、本事業の実施期間を、当法人所定のＷＥＢサイト等において公表するものとします。
なお、実施期間は、天候その他の運営上の理由により、予告無く変更する場合があります。

第８条（一時休止・再開）
当法人は、自然現象および地域イベント、その他事由により本事業の安全な提供が難しいと判断した場合は、当法人所定のＷＥＢサイト等において公表するなど当法人が適切と判断する方法により事前に利用者に告知のうえ、サービスの一部または全てを休止することができるものとします。また、休止事由が解消した後、本事業の再開に際しての告知についても同様とします。

第９条（自転車鍵）
利用者は、自転車鍵を使用して、第６条に定めるレンタル自転車の貸渡手続きをすることができるものとします。
２利用者は、自転車鍵を善良な管理者の注意をもって、使用・保管するものとし、第三者に使用させてはならないものとします。
３当法人は、利用者の自転車鍵の使用は全て当該利用者によって使用されたものとみなします。
４自転車鍵の紛失、盗難、滅失又は破損（以下「紛失等」という）の場合、利用者は、速やかにその旨を当法人へ届け出るものとします。
５前項の場合、その紛失等が利用者の責に帰すべき事由によるか否かにかかわらず、利用者は、自転車鍵の再発行に必要な実費相当額を負担するものとし、当法人に支払うものとします。

第３章　貸渡手続および返却手続

第１０条（貸渡手続）
レンタル自転車の貸渡手続きは、当法人が自転車鍵を用いてレンタル自転車の解錠を行い、当該利用者に対して所定のレンタル自転車を貸し渡すこと（以下「貸渡手続き」という）により完了するものとします。
２当法人は、運用上の都合やレンタル自転車がない等の理由により、レンタル自転車の貸し渡しができないことがあります。
３利用者は、前項に定める理由により、レンタル自転車が利用できなかったことに関して、当法人に対して何らの請求（代替交通手段の利用料金等の補償等の請求を含む）もしないものとします。

4 当法人は、利用者に身分証明書またはレンタル料金の支払完了を証する書類または情報端末画面の提示を求めることがあります。利用者はこれに応ずるものとします。

第１１条（使用不能による貸渡契約の終了）
貸渡期間中において故障・事故・盗難その他の事由（以下「故障等」という）によりレンタル自転車が使用できなくなったときは、本契約は終了するものとします。
２利用者は、前項の場合、レンタル自転車の引取及び修理等に要する費用を負担するものとし、当法人は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。但し、故障等が第３項又は第５項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
３故障等が貸渡前に存した欠陥・不具合その他レンタル自転車が貸渡条件に適合していないことに起因する場合は、利用者は当法人から代替レンタル自転車の提供を受けることができるものとします。
４利用者が前項の代替レンタル自転車の提供を受けないときは、当法人は受領済の料金を全額返還するものとします。なお、当法人が代替レンタル自転車を提供できないときも同様とします。
５故障等が利用者及び当法人のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた場合は、当法人は受領済みの料金を返還するものとします。
６利用者は、本条に定める措置を除き、レンタル自転車を使用できなかったことにより生ずる損害について当法人に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。但し、故障等が当法人の故意または重大な過失により生じた場合を除きます。

第１２条（返却手続）
レンタル自転車の返却手続きは、利用者が自転車及び自転車鍵、その他の貸与物品を返却予定時刻までに、当法人が指定した返却場所に返却し、自転車鍵を当法人のスタッフに返却すること（以下「返却手続き」という）により完了するものとします。なお、これによって、本契約は終了するものとします。
２利用者は、レンタル自転車の返却に当たって、レンタル自転車に自らの遺留品がないことを確認して返還するものとし、当法人は、遺留品の紛失などについて何ら責任を負わないものとします。

第１３条（返却請求）
当法人は、次の各号の一つにでも該当する場合は、利用者にレンタル自転車の返却を求めることができるものとします。
(1)借受時間中において、レンタル自転車の利用不能、その他の理由により、レンタル自転車の貸し渡しを継続できなくなったとき。
(2)利用者が借受時間中に本約款その他の当法人との間の契約に違反したとき。

第４章　自転車事故、故障、盗難等の処置

第１４条（事故処理）
レンタル自転車の借受時間中に、当該レンタル自転車に係る事故が発生したときは、利用者は、事故の規模にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。
(1)直ちに事故の状況などを所管の警察および当法人へ連絡すること。
(2)当該事故に関し、当法人及び当法人が指定する保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
(3)当該事故に関し、第三者と示談または協定を締結するときは、あらかじめ当法人の承諾を受けること。
２利用者は、前項によるほか自らの責任において事故の処理・解決を図るものとします。

第１５条（故障・盗難等の処置）
利用者は、借受時間中にレンタル自転車の異常又は故障を発見したときは、直ちに利用を中止し、当法人に連絡するとともに、その指示に従うものとします。
２利用者は、借受時間中にレンタル自転車の盗難などが発生したときは、直ちに盗難の状況などを所管の警察及び当法人に連絡するとともに、その指示に従うものとします。また、利用者は、レンタル自転車の盗難にかかる負担金として、当法人が指定する金額を支払うものとします。

第１６条（充電切れ時の対応）
レンタル自転車の借受時間中に、当該レンタル自転車のバッテリーの充電切れが発生したとき又は充電切れの恐れがあるときは、利用者は、直ちに当該充電切れの状況について、当法人に連絡するとともに、その指示に従い、レンタル自転車の返却等必要な対応を行うものとします。

第１７条（補償）
当法人は、本契約に基づいて、利用者がレンタル自転車を借り受けしている間等については、下記の条件のとおりの各種損害保険を付保するものとし、利用者が負担した第２６条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。ただし、レンタル自転車搭乗中のみが補償期間となり、自転車の利用に起因して第三者に身体障害や財物損壊を与えた場合の法律上の賠償責任に限ります。
(1)損害賠償事故：１事故あたり１億円
(2)被害者対応費用：　対人見舞費用　死亡の場合 10 万円、死亡以外の場合２万円
　　対物臨時費用　２万円

２前項に定める補償限度額を超える損害については、利用者の負担とします。
３警察および当法人に届出のない事故、もしくは利用者が本約款に違反して発生した事故による損害については、損害保険および当法人の補償制度による損害てん補が受けられないことがあることを利用者は異議なく承諾します。
４第３項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により、第１項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、利用者がすべて負担するものとします。
５本条は、各種損害保険の概要をご紹介したものです。詳細は保険約款によりますが、契約手続きや保険金請求手続き等詳細につきましては、当法人までお問い合わせください。

第５章　料金

第１８条（料金）
料金とは、利用者がレンタル自転車を利用するにあたり、当法人に対して支払う別表１に示すレンタル料金その他の料金をいうものとします。

第１９条（料金の支払時期）
利用者は、別表１に示された支払時期までに料金の支払を完了するものとします。
２前項の規定にかかわらず、利用者が料金を支払時期までに支払を完了しない場合には、年利１０％の遅延損害金を料金に上乗せして支払うものとします。
３支払時期を過ぎ、当法人が複数回督促しても利用者が料金の支払いを完了しない場合には、当法人は回収代行業者に料金の回収を委託することがあります。利用者は、当法人から回収代行業者に支払う費用を料金に上乗せして支払うものとします。

第２０条（料金の決済手段）
利用者は、当法人が指定する決済手段により料金を支払うものとします。

第６章　責任

第２１条（定期点検整備）
当法人は、レンタル自転車に対して、定期点検整備を実施します。

第２２条（利用前点検）
利用者は、レンタル自転車を借り受ける都度、ブレーキの効き、ハンドルの曲がり、タイヤの空気圧、ベルの鳴り、バッテリー残量などの安全かつ適切に利用ができる状態であることを確認し、サドル高さは利用者自身で調整するものとします。

２利用者は、レンタル自転車の損傷、備品の紛失及び整備不良を発見したときは、直ちに当法人に連絡し、利用を中止するものとします。
３前項の連絡がないままレンタル自転車を利用した場合は、借受時において、レンタル自転車に損傷、備品の紛失及び整備不良はなかったものとみなします。

第２３条（管理責任）
利用者は、善良な管理者の注意をもってレンタル自転車を利用・保管するものとします。
２前項の管理責任は、レンタル契約に基づくレンタル自転車の貸渡手続きが完了したときより始まり、当該自転車の返還手続きを完了したときに終了するものとします。

第２４条（禁止行為）
利用者は、レンタル自転車の借受時間中、次の行為をしてはならないものとします。
(1)レンタル自転車を利用者本人以外の者に利用をさせること。
(2)無謀運転、酒気帯び運転などの危険な行為。
(3)交通規則を無視した、レンタル自転車の利用。
(4)乗入が禁止されている公園等や危険箇所、不適当な場所での利用。
(5)歩行者などの通行障害となるような行為。
(6)自転車の構造・装置・付属品などの改造、取り外し及び変更。
(7)条例が定める自転車等放置禁止区域内、許可を得られない私有地及び通行の障害となるような場所での駐輪。
(8)運転中に故障した場合、無理に運転を継続する行為。
(9)レンタル自転車を各種テストもしくは競技、牽引もしくは後押しに利用すること。
(10)ヘルメットを着用せずに利用すること。
(11)その他、法令又は公序良俗に違反する行為。

第２５条（放置自転車に対する処置）
利用者が、前条第７号で禁止する場所にレンタル自転車を駐輪した（以下「放置」という）とき、利用者は、放置自転車の撤去、保管等の諸費用の負担、返還までの利用料金その他当法人に生じた一切の損害を賠償する責任を負うものとします。
２前項の場合において自治体及び警察等から当法人に対して自転車の放置について連絡があった場合、当法人は利用者に連絡し、速やかにレンタル自転車を当法人所定の場所に移動させ、違反者として法律上の措置に従うことを求めるものとし、利用者は、これに従うものとします。
３当法人が第１項の費用を立て替えて支払ったときは、利用者は、この費用を当法人に対して速やかに支払うものとします。

第２６条（レンタル自転車の返却義務）
利用者は、レンタル自転車の返却にあたり、通常の利用による損耗を除き、借り受けた時の状態で返却するものとし、備品を含むレンタル自転車の全部又は一部の損傷、紛失、盗難等が利用者の責に帰すべき事由によるときは、利用者は、レンタル自転車の修理、再調達費用など、原状回復に要する一切の費用を負担するものとします。

第２７条（レンタル自転車が返却されない場合の処置）
当法人は、各契約タイプに定められた利用可能時間を超過しても利用者がレンタル自転車を返却せず、かつ当法人の返却請求に応じないとき、又は利用者の所在が不明などの事情により、レンタル自転車が乗り逃げされたものと当法人が判断したときは、刑事告訴を行うなど法的手続の措置をとることができるものとします。
２前項に該当することとなった場合、利用者は、返却されるまでの利用料金、レンタル自転車の回収及び探索に要した費用などの他、当法人に生じた一切の損害を賠償する責任を負います。
３当法人は、天災地変その他の不可抗力の事由により、当事業の運営時間を経過しても利用者からレンタル自転車が返却されなかった場合は、これにより生ずる損害について利用者の責任を問わないものとします。この場合、利用者は当法人に連絡し、その指示に従うものとします。

第２８条（賠償責任）
利用者は、本約款の各条項に定めるほか、利用者がレンタル自転車を利用して第三者又は当法人に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、利用者の責に帰さない事由による場合を除きます。

第７章　免責

第２９条（免責）
利用者は、理由の如何に関わらず、レンタル自転車を利用したこと又はレンタル自転車が利用できなかったことにより、自らに損害が生じた場合でも、当法人に故意又は重過失がある場合を除き、当法人がレンタル自転車の利用の対価として当該利用者より受領した金員の額を超えて損害の賠償を請求することができないものとします。

第８章　お客様情報の利用

第３０条（個人情報の利用）
当法人は、本サービスの提供にあたり取得する利用者の個人情報（当該情報によりまたは他

の情報と照合することにより、利用者本人を識別し得る情報をいいます）を当法人が別途定めるプライバシーポリシーに従い取り扱います。

第９章　雑則

第３１条（約款の変更）
当法人が本約款を改訂した場合、所定のＷｅｂサイトへの掲示をもってその通知とします。また本約款の改訂は、利用者への事前の通知無く行うことができるものとします。

第３２条（管轄裁判所）
本約款またはレンタル契約に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、村上簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

初版　　令和７年６月２８日　制定
第２版　　令和７年８月２５日　制定
第３版　　令和８年４月１９日　制定

別表１　料金一覧

名称	金額（税込）	条件、備考	支払時期
自転車レンタル料金	1500 円/台	クロスバイク、１日プラン（～７時間）	貸渡手続き前まで
	2000 円/台	電動アシスト自転車、１日プラン（～７時間）	
	1200 円/台	クロスバイク、半日プラン（～３時間）	
	1600 円/台	電動アシスト自転車、半日プラン（～３時間）	
	900 円/台	子供用自転車、半日プラン（～３時間）	
	800 円/台	クロスバイク、お手軽プラン（～１時間）	
	1200 円/台	電動アシスト自転車、お手軽プラン（～１時間）	
	600 円/台	子供用自転車、お手軽プラン（～１時間）	
片道回送料金	500 円/台	道の駅笹川流れ、道の駅関川への回送	
備品レンタル料金	200 円/個	リュックサック	
		サドル下収納バッグ	
		スマートフォンホルダー	
キャンセル料	自転車レンタル料金の 30% 50% 100%	 利用予定日の２~４日前 利用予定日の前日 利用予定日当日、無断キャンセルを含む ただし、利用予定日前日以降に指定の天気情報源において、利用時間帯における新潟県村上市の降水量が 1mm 以上である場合はキャンセル料はいただきません。	当法人より請求通知書を受領してから７日以内
返却遅延料金	2000 円/台	約束した返却時刻までに返却手続きできなかったとき。ただし、事前に連絡があり、当法人が了解した場合にはこの限りではありません。	
乗り捨て回収料金	4000 円/台	自転車に異常はなく、利用者都合により返却場所まで返却することができずに自転車を乗り捨て、当法人が乗り捨て場所まで自転車を回収に行く場合。返却予定時刻までに当法人に連絡があった場合は返却遅延料金はかかりません。	